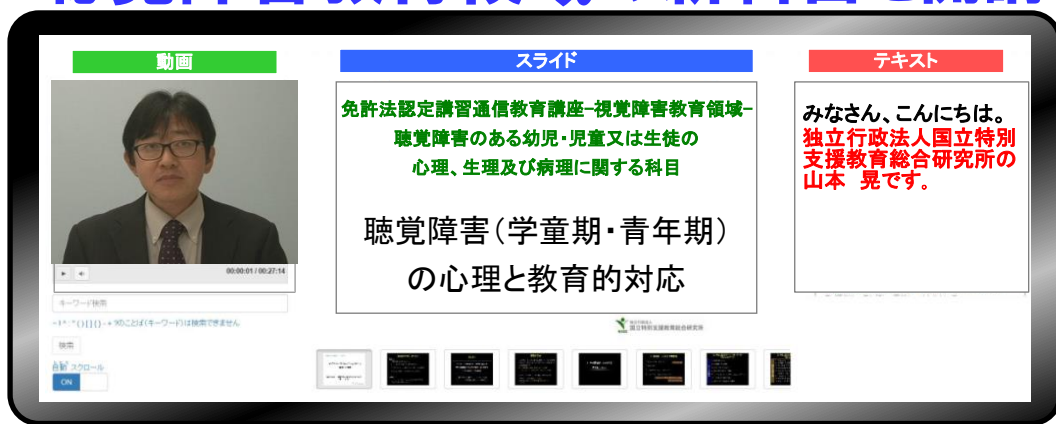


特別支援学校教諭免許状取得のための 免許法認定通信教育

平成30年5月開設科目のご案内

開設認可申請中

～ 聴覚障害教育領域の新科目を開講～



※映像講義のイメージです。

受講対象者

視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の免許状を所持していない教員。希望者多数の場合は特別支援学校(視覚障害・聴覚障害)又は特別支援学級(弱視・難聴)等に勤務する方を優先します。

講習期間・開設科目名

平成30年5月7日(月)～平成30年8月17日(金)
①視覚障害児の心理、生理及び病理(1単位)
②聴覚障害児の心理、生理及び病理(1単位)

受講方法

パソコン・タブレット端末等で約15時間の映像講義を視聴し、学習を重ねてください。
スクーリング形式の授業は行いません。

受講申込方法

下記ウェブサイトより受講募集要項をご覧ください。

免許法認定通信教育総合情報サイト

<http://forum.nise.go.jp/tsushin/>

申込受付期限:平成30年4月13日(金)書類必着

受講料

無料です。

単位認定試験

平成30年9月8日(土)

全国に複数の会場を設けて実施します。

今後の開講スケジュール(予定)

平成30年10月～平成31年2月

視覚障害教育 教育課程・指導法
聴覚障害教育 教育課程・指導法

平成31年5月～9月

視覚障害教育 教育課程・指導法
聴覚障害教育 教育課程・指導法

※教育施策の動向や教育現場のニーズ等により変更する可能性があります

インターネットによる免許法認定通信教育です。

特別支援学校教諭一種、二種免許状の取得や新教育領域の追加等に必要な単位を最大4単位まで修得できます。詳細については、本研究所のサイトをご覧ください。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育オフィス

E-mail: v-tsushin@nise.go.jp

NISE 免許法認定通信教育を利用した 特別支援学校教諭免許状取得の流れ (イメージ)

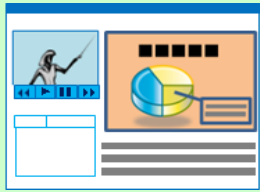


視覚障害教育領域・又は聴覚障害教育領域の免許状を
保有していない特別支援学校等の教員

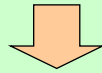
視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の第2欄に掲げる科目
「教育課程及び指導法」、「心理、生理及び病理」(各1単位)

その他修得すべき科目

NISE 免許法認定通信教育



インターネットを利用して
受講申込み



パソコン・タブレット端末等で
15時間の映像講義を視聴



単位認定試験(マークシート)
に合格

大学、教育委員会等が実施する
免許法認定講習を受講



必要な単位を全て修得

免許状取得に必要な基礎資格
及び最低修得単位数について
は各都道府県・指定都市教育
委員会の教員免許担当課にご
確認ください。

視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の
免許状を取得



平成27年12月、中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)」において、「平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である。小・中学校の特別支援学級担任の所持率も、現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される」ことが示されました。

このことを受けて、国立特別支援教育総合研究所(NISE)では、免許状取得率が低い視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域について、教育職員免許法施行規則において第2欄に掲げる科目(各1単位)のインターネットによる免許法認定通信教育を順次開講し、特別支援教育に携わる教員の免許状取得率向上を支援しています。